

第5回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年5月19日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和4年5月19日（木）午後2時00分～2時40分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員（11人） 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：3番 栗野 隆夫、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、8番 川上 恵、9番 関 閣夫、12番 小川 祥一、13番 中村 東、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明 各委員 4. 欠席委員（8人） 会長：1番 越雲 宏 委員：2番 田中 雄二、4番 仲澤 清一、7番 齋藤 勉、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、14番 堀江 恒夫、18番 相吉澤 宏 各委員 5. 出席推進委員（0人） 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について 日程第5 議案第4号 空き家に付属した農地の指定申請について 日程第6 議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画(第241号)の承認について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美 8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長（相ヶ瀬）	ただいまから令和4年第5回総会を開会いたします。会長欠席のため、塩野目富夫職務代理にご挨拶をお願いいたします。
職務代理（塩野目）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（相ヶ瀬）	本日は、1番 越雲 宏、2番 田中 雄二、4番 仲澤 清一、7番 齋藤 勉、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、14番 堀江 恒夫、18番 相吉澤 宏 委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、19名中 11名で定足数の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますが、会長欠席のため、以後の議事進行は、塩野目富夫職務代理をお願いいたします。
職務代理（塩野目）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2時 00分 ）

事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会 会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は、8番 川上 恵 委員、12番 小川 祥一 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。それでは、次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、5番 興野 礼子 委員をお願いします。
5番 興野 礼子 委員	5月16日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、大麦、大豆、そば。農業従事年数及び農業形態、約10年。専業農家。農機具・家畜の保有状況 トラクター4台、田植機1台、コンバイン2台。取得地への通作距離、約1km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、16番 荒井 喜代子 委員をお願いします。
16番 荒井 喜代子 委員	5月12日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号

(16番 荒井 喜代子 委員)	2のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約30年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約0.5km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番について、17番 黒須 明 委員にお願いします。
17番 黒須 明 委員	5月14日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約20年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約25km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 ＜ 質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 ＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	＜ 議案第2号 議案書の朗読 ＞
議長	調査委員の報告の前に事務局より提案があるそうなので、説明をお願いいたします。

事務局長（相ヶ瀬）	＜ このあと上程される議案第3号が、整理番号2の案件と関連があるため、整理番号2については、議案第3号の審議後に審議とした方が順番的に合理的であると考えている旨を説明 ＞
議長	事務局より提案、説明がありましたとおり、整理番号2については、次に上程される議案第3号の審議後に審議とすることよろしいかお諮りします。
	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2については、次に上程される議案第3号の審議後に審議とすることに決定しました。それでは、整理番号1について、報告をお願いいたします。整理番号1番について、3番 栗野 隆夫 委員をお願いします。
3番 栗野 隆夫 委員	5月17日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が原野、西が畑・山林、南が田・山林、北が青地を挟んで田。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、近年業績が伸びており、従業員等の増員にあたり駐車場が手狭となってきたことから、駐車場の新設を計画し、工場に近い申請地を取得できることになり申請に至った。転用面積 2,265 m²、駐車場。代替性検討、土地選定経過書有。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可の日から令和4年10月31日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 ＜ 質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1については、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 ＜ 異議なしの声 ＞

議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1については、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、15番 石岡 幸雄 委員をお願いします。
15番 石岡 幸雄 委員	5月17日、今月の調査担当委員と農地専門委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者、変更前、転用事業者、●●●氏。変更後、転用事業者、承継者、株式会社●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで山林、西が道を挟んで畑、南が道を挟んで山林・原野、北が水路と道を挟んで畑。同意書、有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っており、今回、●●●氏より申請地への太陽光発電設備の設置を請け負う予定であったが、諸事情により●●●氏が事業の遂行を中止とする判断をし、転用事業者がその事業を承継することになり、変更申請に至った。令和3年11月25日付で農地法5条申請を行い、令和3年12月24日付で許可されている。転用面積 2,535 m ² 、太陽光発電設備の設置。構造等、周囲フェンス設置、入口 西側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の融資証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年6月1日から令和4年6月30日。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、那須烏山市土地利用適正化条例 令和3年11月30日付協議終了。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。

議長	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2についての審議をいたします。調査委員の報告をお願いいたします。整理番号2番について、15番 石岡 幸雄 委員をお願いします。
15番 石岡 幸雄 委員	先ほどと同じ内容で、今回の申請は土地所有者 ●●●氏から、譲受人 株式会社●●●に変更になる内容です。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2については、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
議長	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2については、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第5 議案第4号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、6番 大野 覚文 委員をお願いします。
6番 大野 覚文 委員	5月13日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。空き家バンク登録状況、未。添付書類の有無 案内図、有。登記簿謄本、有。公図写し、有。農地の現況状況、現況、今の状態、耕作は可能。面積要件計30アール未満、可 1,115.00㎡。その他、登録予定住所

(6番 大野 寛文 委員) 議長	に接していない農地。空き家バンク登録予定地から西に約500mの場所にあるが、農道があるため、問題なく耕作できると考えられる。指定申請理由、申請人は相続により、登録予定物件を管理していたが、管理困難になり、必要としている者に譲ろうとし、農地付き空き家として空き家バンクに登録するため、今回の申請となった。以上、農地を調査した結果、面積及び位置関係等基準第4条を満たしており、空き家に付属した農地として指定できると判断いたします。ご審議よろしくをお願いいたします。 調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	< 質疑なし > ただいま上程中の議案第4号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり指定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、申請のとおり指定することに決定いたしました。次に、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第241号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山） 議長	議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画（第241号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第241号）については、新規1件です。利用権の設定を受ける者1名、利用権を設定する者1名です。利用権の設定面積は、1,978 m²です。令和4年度 累計は、33,912 m²です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和4年5月31日公告予定です。 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長	< 質疑なし > 質疑がないようですので、「那須烏山市農用地利用集積計画（第 2 4 1 号）」 のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第 6 議案第 5 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 2 4 1 号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。
議長	以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 2 時 40 分 ） 上記会議の顚末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和 4 年 5 月 19 日 議 長 8 番 12 番